

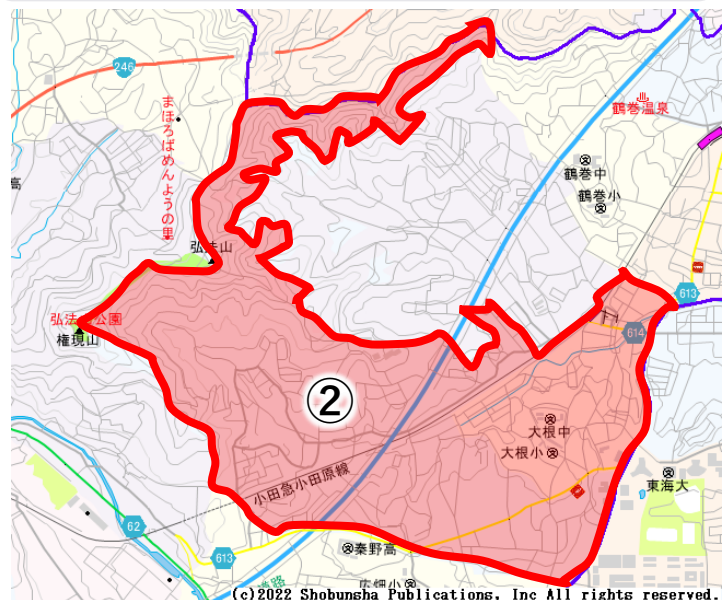
令和8年自転車指導啓発重点地区・路線

【秦野警察署】



① 県道70号（秦野清川）

- ・県道70号に接するヤビツ峠は、ロードバイクを乗る者の中では「聖地」と言われ、ヒルクライム目的の通行者が多く、単独転倒等の物件事故が発生。（令和7年中の人身事故の発生はなし）
- ・交通事故防止及び自転車利用のマナー改善が求められる路線となっているため。



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

② 南矢名地区（小田急線東海大学前駅周辺）

- ・買物等での自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。
- ・自転車関連事故が多発傾向（令和7年中人身事故5件）
- ・自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

- 1 歩道は、歩行者優先！
自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は、一時停止をしましょう。
- 2 運転中のながらスマホの厳罰化！
ながら運転は片手運転になることで、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながるため大変危険であり、令和6年11月1日から厳罰化されました！絶対をやめましょう！
- 3 自転車の違反に青切符が導入されます！
令和8年4月1日から自転車等により、一時不停止等の交通違反をした場合、青切符の告知を受けることになります。

①～②の地区・路線で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- スピード超過
- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 踏切一時不停止

